

多世代交流とにぎわいの拠点創出に関する

調査・検討業務

公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 6 月 2 日

浦安市 企画部 企画政策課

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は高齢者単身世帯などの増加による、社会的孤立やセルフネグレクトが懸念されることから、集合住宅団地と周辺地域をつなぐ、生活の基本となる「食」をテーマとしたコミュニケーションの場を創出するため、多世代交流とにぎわいの拠点創出に関する調査・検討業務の優先契約候補者の選定を行う公募型プロポーザルの実施に際し、その概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

多世代交流とにぎわいの拠点創出に関する調査・検討業務

(2) 対象区域

第1期埋立地区である中町地域（東野、富岡、今川、弁天、海楽、入船、美浜、舞浜）を対象とする。



(3) 業務内容

昭和 50 年代に集中的に住宅開発が行われた中町地域は、高齢化の進行が顕著となっている。特に多世代で居住することが難しい住戸形態となっている集合住宅団地では、高齢者夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯が、今後さらに増加することが想定され、社会的孤立やセルフネグレクトが懸念されることから、集合住宅団地と周辺地域をつなぐ、「食」をテーマとしたコミュニケーションの場の創出の検討に取り組むものである。

令和 7 年度は、地域福祉、又はコミュニティを研究している大学教授などの有識者へのヒアリングや、先行事例を運営している事業者へのサウンディング調査を行い、調査結果をもとに定期的なイベントを開催するイベント型と気軽に立ち寄れる居場所を確保する常設型の 2 つの事業手法の具体的な内容を検討し、作成を行う。

また、事業手法の作成後には、事業者募集に向けた募集要項、応募様式、審査基準を作成する。

なお、事業手法の決定や募集要項の策定にあたっては、庁内検討委員会で検討、議論を行ったうえで決定及び策定を行う。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 委託上限額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

(6) 履行場所

浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

(7) 事務局

浦安市 企画部 企画政策課 総合計画係

TEL:047-712-6038（直通）

E-mail:kikaku@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポー

ザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとするが、速やかに浦安市入札参加資格者名簿に登録すること。
- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 支払金額は「2. 概要(5)」で定めた委託上限額内であること。

4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 7 年 6 月 2 日（月）
質問の締切	令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時
質問への回答	令和 7 年 6 月 13 日（金）
応募開始（応募書類の提出開始）	令和 7 年 6 月 16 日（月）午前 9 時
応募締切（応募書類の提出期限）	令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時 （第 1 次審査）
第 1 次審査結果の通知	令和 7 年 7 月 11 日（金）予定 （第 2 次審査）
提案書の提出期限	令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時

ヒアリングの実施	令和 7 年 7 月 30 日（水） 予定
審査結果の公表	令和 7 年 8 月上旬予定
契約協議・契約の締結	令和 7 年 8 月中旬予定

5. 応募手続

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時までとする。

(2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「多世代交流とにぎわいの拠点創出に関する調査・検討業務公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式 1）に必要事項を記入し、「2. 概要、（7）」で示したメールアドレスに E メールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 5 時までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 13 日（金）から浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 7 月 4 日（金）（土日祝日を除く）

イ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

ウ 提出先

浦安市 企画部 企画政策課 総合計画係

エ 提出方法

市ホームページから応募様式集をダウンロードし、必要図書を整え、直接持参すること。

応募書類については、全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とし、文字サイズは11ポイントを原則とする。申込書表紙（様式2）・背表紙（任意書式）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、8部（正本1部、副本7部）提出すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

- （ア） 参加申込書（様式3）
- （イ） 応募者概要書（会社概要、応募の理由等）（様式4）
- （ウ） 業務実績書（過去5年以内の業務実績）（様式5）
- （エ） 担当者経歴書（主たる担当者の役職、業務実績等）（様式6）
- （オ） 直近1カ年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税の納税証明書（複写可、1部は原本とすること）

6. 第1次審査

（1） 第1次審査による選定

「多世代交流とにぎわいの拠点創出に関する調査・検討業務」プロポーザル方式等事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認し、提出された応募書類について、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき評価を行い、評価の高い順に第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了し、第2次審査に進むこととする。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。審査結果については、審査終了後全ての応募者に対し、メールにて通知するものとする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

7. 第2次審査

(1) 第2次審査の手続き

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

ア 受付期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月22日（火）（土日祝日を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後5時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市役所5階 企画部 企画政策課

エ 提出方法

市ホームページから応募様式集をダウンロードし、必要図書を整え、直接持参すること。

提案書類については、全てA4サイズとし、文字サイズは11ポイントを原則とする。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

（ア）実施方針（様式1）

（イ）提案書（様式2、3）

テーマ①

有識者ヒアリングやサウンディング調査に取り組んでいく上で、重要な視点を提案してください。また、調査完了までの業務の工程を提案してください。

テーマ②

事業成立要件の整理にあたって、重要な視点を提案してください。また、事業成立要件の整理までの業務の工程を提案してください。

（ウ）令和7年度の見積書

オ 提出部数

原本1部 コピー7部

(2) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和7年7月30日（水）予定

時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

ウ 選考時間

1者あたり、提案書の内容に関する説明20分以内（プロジェクターの使用可）及び質疑応答10分程度の30分程度を予定とする。

エ 内容

提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

オ その他

説明に必要なパソコンは、応募者側で用意すること（電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する）。

(3) 第2次審査による選定

「多世代交流とにぎわいの拠点創出に関する調査・検討業務」プロポーザル方式等事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を優先契約候補者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

8. 第2次審査の結果

審査結果については、市ホームページで公表するものとする。

なお、優先契約候補者に選定された応募者は、提案書をもとに、市との協議により、委託内容を決定する。

9. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提案書類等は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

別表 1 第 1 次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の概要	応募の理由が明確かどうか。	15 点
過去の実績	過去の業務の実績が十分かどうか。	20 点
担当者経歴	配置予定担当者の経歴は十分かどうか。	15 点
合 計		50 点

別表 2 第 2 次審査の評価基準

	評価項目	評価内容	配点
実施体制	専任性	過去 5 年以内に行った業務実績は、業務の規模等含め十分かどうか。	5 点
	実施体制の適格性	配置計画等の業務体制は十分かどうか。	10 点
	主担当者における技術力の確認	主担当者の業務実績や本業務への信頼性があるかどうか。	10 点
ヒアリング	業務説明	業務に関し、的確かつ簡潔に説明が行われているかどうか。	5 点
	質疑対応能力	質疑応答は明快かどうか。	5 点
	取組み意欲	業務に対する取組み意欲があるかどうか。	5 点
提案	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項についての的確に把握しているかどうか。	10 点
	提案内容に関する評価	テーマ①の提案内容が創意工夫されていて、実現可能な提案内容であるかどうか。	15 点

		テーマ②の提案内容が創意工夫されていて、 実現可能な提案内容であるかどうか。	15 点
	業務スケジュール	業務スケジュールが十分に示されているか。	10 点
	金額	提案内容に対して金額は妥当かどうか。	10 点
合 計			100 点